

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十七号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第二条（略）	事務	第二条（略）	事務
	市町		市町
十 (1)―(68) (略) (69) 液石規則第七十七条第七項の規定による保安検査証の交付 (70)―(72) (略) (73) 一般規則第七十九条第七項の規定による保安検査証の交付 (74) (略)	(略)	十 (1)―(68) (略) (69) 液石規則第七十七条第六項の規定による保安検査証の交付 (70)―(72) (略) (73) 一般規則第七十九条第六項の規定による保安検査証の交付 (74) (略)	(略)
三十五 (略) 第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、 第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、 第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、 第四号の四(5)、 第四号の五(7)及び(8)、 第四号の六(7)、 第五号(7)、 第六号(3)、 第七号(10)から(13)まで、 (15)、 (16)、 (49)、 (52)、 (54)、 (55)及び(61)、 第八号の三(80)、 第八号の四(4)及び(9)、 第八号の六(9)、 第八号の七(8)、 (9)、 (12)及び(13)、 第九号の二(2)、 (3)、 (8)、 (15)、 (23)、 (26)、 (29)、 (36)、 (49)、 (50)、 (59)、 (63)及び(70)、 第九号の三(2)、 第九号の四(6)、 (8)	(略)	三十五 (略) 第二号(9)、(10)、(17)、(24)及び(25)、 第三号(11)、(18)、(19)、(22)及び(26)、 第三号の二(1)及び(7)、第三号の三(4)、 第四号の二(5)及び(6)、第四号の三(5)から(7)まで、 第四号の四(5)、 第四号の五(7)及び(8)、 第四号の六(7)、 第五号(7)、 第六号(3)、 第七号(10)から(13)まで、 (15)、 (16)、 (49)、 (52)、 (54)、 (55)及び(61)、 第八号の三(80)、 第八号の四(4)及び(9)、 第八号の六(9)、 第八号の七(8)、 (9)、 (12)及び(13)、 第九号の二(2)、 (3)、 (8)、 (15)、 (23)、 (26)、 (29)、 (36)、 (49)、 (50)、 (59)、 (63)及び(70)、 第九号の三(2)、 第九号の四(6)、 (8)	(略)

<p>七 覚醒剤取締法関係 (覚醒剤取締法関係) 法律第二百五十二号。以下この号において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>事務 (略)</p>	<p>及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(8)及び(10)から(13)まで、第九号の六(13)から(16)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(35)から(38)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39) (勧告を除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(9)、第十四号の二の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(15)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(30)、(31)、(35)及び(37)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36) (勧告を除く。)、(42)及び(43)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>
	<p>市町</p>	<p>(略)</p>
<p>七 覚せい剤取締法関係 (覚せい剤取締法関係) 法律第二百五十二号。以下この号において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>事務 (略)</p>	<p>及び(9)、第九号の五(7)、(9)、(11)、(13)及び(14)、第九号の五の二(3)、(5)及び(14)から(17)まで、第九号の六(10)から(13)まで、第九号の六の二(22)、(24)、(26)及び(32)から(34)まで、第十号(3)、(6)、(7)、(11)、(15)、(26)、(32)、(34)、(38)、(39) (勧告を除く。)、(40)、(44)、(48)及び(49)、第十一号の二(4)、第十一号の四(15)、第十一号の四の二(32)から(36)まで、第十一号の五(8)、第十二号(4)、第十二号の二(38)、(39)、(45)、(46)、(50)、(51)、(54)、(57)及び(58)、第十四号(6)、第十四号の二(1)及び(7)、第十四号の三(9)、第十五号(4)、第十五号の二(6)、(7)及び(9)、第十六号(10)から(15)まで、第十六号の二(14)から(17)まで及び(23)、第十六号の三(14)、(15)、(17)、(25)及び(26)、第十七号の二(5)、(7)、(9)及び(15)、第十七号の三(4)、(8)、(10)、(14)、(15)、(22)、(26)、(27)、(30)、(31)、(35)及び(37)、第十八号(28)、第十九号の二(2)、(3)、(49)、(50)、(53)、(66)、(67)、(68)、(72)、(73)、(76)、(79)、(80)、(87)及び(88)、第十九号の四(11)、第二十号(5)及び(7)、第二十号の二(14)、(15)、(19)、(21)、(24)、(26)、(40)、(43)及び(47)、第二十号の三(8)から(10)まで、(14)から(17)まで及び(23)から(26)まで、第二十号の四(3)、第二十一号(11)、(12)、(20)、(23)、(31)、(35)、(36) (勧告を除く。)、(42)及び(43)、第二十一号の二の二(1)及び(2)、第二十一号の四(7)、(13)及び(16)、第二十二号の二(15)、(18)、(29)、(32)、(46)、(47)、(50)、(53)、(69)、(70)、(73)、(76)、(87)、(90)、(95)、(104)、(107)及び(110)、第二十三号の二(5)、(9)及び(11)、第二十三号の三(3)、第二十三号の四(3)、第二十四号(6)及び(7)、第二十四号の二(10)、(13)、(23)、(26)、(35)及び(36)、第二十四号の三(3)並びに第二十四号の三の三(2)</p>
	<p>市町</p>	<p>(略)</p>

<p>(5)・(6) (略)</p> <p>(4) 政令第八條第六項、第三十七條の六第六項及び第三十七條第六項の規定による据置期間の延長</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>十七 法關係</p> <p>(母子及び父子並びに寡婦福祉法關係)</p>	(略)	<p>(5)・(6) (略)</p> <p>(4) 政令第八條第五項、第三十七條の六第五項及び第三十七條第五項の規定による据置期間の延長</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>十七 法關係</p> <p>(母子及び父子並びに寡婦福祉法關係)</p>	(略)
<p>(3) (略)</p> <p>(2) 法第三十條の二、法第三十條の四第一項及び第二項、法第三十條の五において準用する法第十一條第一項並びに法第十二條第二項及び第三項、法第三十條の十三、法第三十條の十四第一項から第三項まで並びに法第三十條の十五第一項及び第二項の規定による覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者に関する指定、届出及び報告の受付並びに指定証の再交付</p>	(略)	<p>(3) (略)</p> <p>(2) 法第三十條の二、法第三十條の四第一項及び第二項、法第三十條の五において準用する法第十一條第一項並びに法第十二條第二項及び第三項、法第三十條の十三、法第三十條の十四並びに法第三十條の十五第一項及び第二項の規定による覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者に関する指定、届出及び報告の受付並びに指定証の再交付</p>	(略)
<p>(1) 法第三條第一項、法第九條第二項及び第三項、法第十一條第一項、法第十二條第二項及び第三項、法第二十二條の二、法第二十三條、法第二十四條第一項及び第二項、法第三十條、法第三十條の十三、法第三十條の十四第一項から第三項まで並びに法第三十條の十五第一項及び第二項の規定による覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者に関する指定、届出及び報告の受付並びに指定証の再交付</p>	(略)	<p>(1) 法第三條第一項、法第九條第二項及び第三項、法第十一條第一項、法第十二條第二項及び第三項、法第二十二條の二、法第二十三條、法第二十四條第一項及び第二項、法第三十條、法第三十條の十三、法第三十條の十四並びに法第三十條の十五第一項及び第二項の規定による覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者に関する指定、届出及び報告の受付並びに指定証の再交付</p>	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。